

特定商取引に関する法律施行令の改正について

令和 5 年 12 月
消費者庁取引対策課

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案における特定商取引に関する法律施行令(昭和 51 年政令第 295 号。)の改正のうち、特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号。以下「特商法」という。)第 64 条第 1 項の規定に照らし消費者委員会への諮問の対象となり得る条文と、その改正内容は以下のとおりである。

改正を行う 施行令の条項	法律の根拠規定	施行令の改正内容
第 11 条 (別表第 2 第 4 号及び第 40 号)	特商法第 26 条第 1 項第 8 号ニ	別表第 2 第 4 号及び第 40 号中で引用している「金融サービスの提供に関する法律」の題名改正(「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改正)に伴うハネの措置

上記の表の整理を踏まえると、いずれも内容に影響するものではなく、形式的な改正であり、したがって、従前同様、特商法第 64 条に規定する消費者委員会への諮問を省略させていただきたい。

以上